感企第 ２９９７号

令和４年９月２１日

障がい者施設等管理者　様

大阪府福祉部長

大阪府健康医療部長

高齢者施設等における陽性者発生時の対応ついて

　日頃から府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

今般、国において、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症患者の医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方などに限定する方針が示され、９月26日から全国一律で運用を見直すこととされました。これを受け、大阪府においても第81回大阪府新型コロナ感染症対策本部会議において、新たに「陽性者登録センター」の設置による運営等の方針を示したところです。

このことを踏まえた高齢者施設等における陽性者発生時の対応の変更点は下記のとおりです。

なお、高齢者施設等については、陽性者発生時の対応や支援を円滑に行うため、発生届の有無によらず、引き続き、陽性者発生時には、施設から保健所や指定権者へ速やかにご連絡をいただきますようお願いします。

記

**１　新型コロナウイルス検査で陽性になった場合の対応について**

　　施設において陽性者が判明した際の発生届の有無や陽性者登録センターへの登録の必要性について、**別添１**をご参考の上、ご対応をお願いします。

　　なお、陽性者登録センターへの登録は、**別添２**の陽性者登録センターのホームページから陽性者本人にご登録いただくものですが、陽性者本人の入力が難しい場合には、施設で代行して入力いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

* 陽性者登録センターに登録した者についても、医療機関から発生届の提出があった者と同様に、健康相談、往診・オンライン診療や宿泊療養・簡易配食（無症状者等を除く）・パルスオキシメーター貸出などへのお申込みが可能となります（ただし、政令・中核市の在住者（施設入所者）の配食・パルス貸出については、これまで通り各市窓口へご相談ください）。

**２　高齢者施設等（入所系・居住系）の従事者等への定期検査について**

　　抗原定性検査キットを用いた検査で陽性が判明した場合、無症状の方については、可能な限り医療機関の受診を控え、自宅療養をしてください。ただし、抗原定性検査受検後に症状が出現した際は、必要に応じて医療機関等に相談・受診してください。詳細は**別添３**をご確認ください。

　【添付資料】

　別添１　高齢者施設等における陽性者発生時の対応について

　別添２　陽性者登録センター（登録の流れ）

　別添３　高齢者施設（入所系・居住系）の従事者への抗原定性検査による定期検査のフロー

【問合せ先】

○本通知に関すること

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課 個別事象対応グループ

　　電話：06-6944-9157（直通）

○大阪府陽性者登録センターに関すること

　大阪府健康医療部保健医療室感染症対策企画課　入院療養支援グループ　（自宅療養班）電話：06-4397-3539

○高齢者施設等「スマホ検査センター」に関すること

　大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課施策推進グループ

　電話：06-6944-7602（直通）

○従事者等の定期検査に関すること

・（府全域対象）抗原キット定期検査に関すること

大阪府抗原キット定期検査事務局　電話：06-7223-9387

　　　　　＜開設時間：午前９時～午後６時 （土日・祝日も対応）＞

　　・（府管轄保健所区域対象）定期PCR検査に関すること

　　　　大阪府コールセンター　電話：06-7166-9988

　　　　　＜開設時間：午前９時～午後６時 （土日・祝日も対応）＞

　　※政令市・中核市保健所区域を対象とした定期検査については、

各市の所管課にお問合せください。